

# 東京圏から岐阜県へ移住し就業等する方を応援！

## 移住支援金



移住の時期	単身者	世帯	子ども加算(※2)
令和6年4月1日以後	60万円(※1)	100万円(※1)	30万円/1世帯
令和6年3月31日以前	60万円	100万円	100万円/1人

※1 テレワークで移住する場合は半額 ※2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

### 申請対象者

東京23区(在住者又は通勤者)から岐阜県へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人(※1)に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方(※2)、テレワークで就業継続する方、市町村の関係人口として認められた方(※3)、又は社会的事業分野で起業した方(※4)。

詳しい要件は裏面をご確認ください。

### ※1 対象となる中小企業等の求人とは？

⇒岐阜県では、岐阜県総合人材チャレンジセンター(通称「ジンチャレ!」)HP内に開設しているマッチングサイトに移住支援金の対象求人を掲載します。詳しくは「ジンチャレ!」で検索するかQRコードからご確認ください。

(求職者向け) ↓求人検索はこちら (企業向け) ↓求人登録はこちら



### ※2 専門人材とは？

⇒事業開発や経営分野などの専門的な経験や知識、技能を有しており、岐阜県が実施するプロフェッショナル人材確保事業又は地域金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業する方です。

### ※3 関係人口とは？

⇒移住前から移住先の地域や地域の人々と関わりを有している方で、移住先の市町村が本事業における関係人口として定めた要件に該当する方です。なお、要件は市町村によって異なる場合があります。

- (ア) 当該市町村内の法人等に就業、または当該市町村内で起業する方
- (イ) 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された方
- (ウ) 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力の意思のある方

### ※4 社会的事業分野での起業とは？

⇒まちづくりの推進、過疎地域等活性化などの社会的事業分野において、地域課題の解決を目的とする新たな起業です。補助を受けるには、社会性、事業性、必要性の観点での審査があります。

### 移住支援金の交付までの流れ

### 申請のタイミングにご注意ください！

移住と就業等のタイミングにより申請できる期間は異なります。申請受け付け窓口は移住先の市町村です。

